

外務人事審議会

主管省及び庶務担当部局課 外務省大臣官房人事課

電話番号 (03)5501-8000

ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/jinji/index.html>

根拠法令 外務省組織令第90条

設置年月日 昭和27年4月10日(平成13年1月6日及び平成15年4月2日に改組)

所掌事務

1. 職員による勤務条件に関する行政措置の要求についての事実審査、事案判定、及び外務大臣に対する必要な措置の実行勧告(外務公務員法第17条)
2. 外交機密漏えいを理由とする懲戒処分についての不服申立てに係る事案の調査(外務公務員法第20条)
3. 名誉総領事及び名誉領事の任命に際し、外務大臣に意見を述べること(外務公務員法第24条)
4. 外務省本省に勤務する外国人の採用に際し、外務大臣に意見を述べること(外務公務員法第25条)
5. 勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査及び懲戒処分についての不服申立ての手續に関する政令案の立案、選考による外務職員の任命・外務職員の昇任・勤務成績の評定・研修・査察・休暇帰国に関する外務省令の制定又は改廃に際し、外務大臣に意見を述べること(外務公務員法第26条)

6. 在勤手当の額の改訂に関する外務大臣への勧告（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第8条）
7. 上記事項に関し外務大臣に意見を述べること（外務省組織令第91条第2項）
8. 特命全権大使の任免に係る外務大臣による内閣への申出に際し、外務大臣に意見を述べること（外務公務員法施行令第1条）

分科会等＜分科会＞ なし

＜部 会＞ なし

委員＜定数＞ 7名以内（外交又は人事行政に関する高い識見その他の学識経験のある者）

うち常勤 なし

＜任期＞ 2年（再任を妨げない）

＜氏名＞ ◎小林 健（三菱商事相談役）

沼上 幹（一橋大学大学院経営管理研究科教授）

福島 安紀子（東京財団政策研究所上席研究員）

林 いづみ（桜坂法律事務所 弁護士）

戸田 博史（UBS証券株式会社投資銀行部門特別顧

問）

古城 佳子（青山学院大学国際政治学部教授）

出合 均（日本人事試験研究センター代表理事）

諮問・答申事項等

毎年、外務大臣に対し在勤手当の額の改訂等に関する勧告を行っている。